

# 神戸市立葺合高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日制定

## はじめに

神戸市では「いじめは、どのような集団にも起こりうる」という基本認識に立ち、全教育活動を通して、生徒が充実した学校生活を送ることができるいじめのない学校づくりを目指している。そのために本校では、「神戸市立葺合高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を常に念頭に置き、いじめは絶対に許されないことであるという認識のもと、指導を展開する。
- すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象としたいじめの未然防止と早期発見を行う。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を必ず解消するという姿勢でその克服に取り組む。
- 普通科、国際科を有する学校としてその特色を生かしたキャリア教育を展開し、「学ぶこと」と「働くこと」の関連を理解させることで「生きる力」の育成を図り、コミュニケーション能力、他者理解、そして自己有用感を獲得させる。
- 「人間としての在り方生き方」に関して発達段階に応じた教育を行い、自己実現に向けて人生観や価値観について考えさせ、生き方について主体的な選択ができる力をつけさせる。上記の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

## 1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校在籍生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットでの行為も含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立って、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立ち事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 2. 本校教職員の姿勢

- ・生徒一人一人の学校への帰属意識を高め、自分の存在感を感じられるような学級経営、学年経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・「いじめは決して許さない」という強い姿勢を示し、生徒の人権教育や規範意識の醸成に努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む教育の充実を図る。
- ・生徒が自己実現を図ることができるように、発達段階に応じた教育を「公民科」や「HR活

動」「総合的な学習の時間」等を中心にして行う。

- ・日々の生徒観察の中で、生徒の小さな変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者との繋がりを大切にし、訴えや話については、きめ細やかな配慮のもとに親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめはどの子供、どの学校にも起こること」「いじめは人間の命に係わる問題であること」を認識し、いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。
- ・「いじめ問題」が起きた時は組織で対応することを心掛け、一人で抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・学校での最大の教育環境は教職員であることを自覚し、日々の行動や言動について生徒へ与える影響に十分な配慮をしながら教育活動を展開する。

### 3. 校内体制について

(1) 葺合高等学校いじめ問題対策委員会を設置する。

委員長 校長

委員 教頭、学年主任、指導部、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒保護者へのいじめ防止の啓発に関するところを行う。
- ・「いじめ」の相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応について協議して行う。なお、「いじめ」に関する情報については、生徒の個人情報取り扱いに十分配慮しながら、本校教員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

### 4. 「いじめ」を未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人のコミュニケーション能力を育成し、お互いを尊重し合いながら学校生活を送れるようにする。また、学校や社会のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ブログへの書き込みやLINEなどでのネットいじめやリベンジポルノ防止のために、情報モラルや情報リテラシーを教科「情報」で学ばせる。また、ネットサイバー犯罪に関する講演会を実施して意識啓発に努める。
- ・キャリア教育の中で「学ぶこと」、「働くこと」の大切さを理解させ、「生きる力」の育成を図る。
- ・「命」の大切さを授業やHR活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を全ての生徒が持つように、全校集会をはじめ

め、様々な教育活動の中で指導する。

- ・「いじめに第三者なし」とは見て見ぬふりをするのであり、「いじめ」を見たらすみやかに教職員や友人に知らせたり、やめさせたりすることを指導する。

#### <学校生活として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「いじめ」に関するアンケート調査を毎年実施し、その結果から生徒の様子や変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめチェックリスト」を活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・指導部を中心として教育相談体制の充実を図り、全教員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。

#### <保護者・地域に対して>

- ・家庭での生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談してもらうように伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者会、学校だより、地域での会合等で伝えて理解と協力を得る。

### 5. 「いじめ」の早期発見について

- ・個人面談や三者懇談を定期的に設定し、生徒や保護者が担任に悩みを相談できる時間を確保する。
- ・教員が普段より生徒に声掛けを行い、日常の生徒の様子を観察する。
- ・スクールカウンセラーとの連携を密にして、生徒の相談体制を整備する。
- ・生徒の様子の変化を担当だけでなく多くの教員で見守り、気づいたことを情報交換の場で共有する。
- ・アンケート調査などを活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。

### 6. 「いじめ」の早期対応について

- ・「いじめ」に限らず困ったことや悩んでいることの相談窓口が、校内及び校外にあることを伝える。(スクールカウンセラー、教育相談指導室、こうべ学びの支援センター、悩み相談24h ホットラインなど)
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えがあれば、丁寧な事情聴取を行い、学校組織として事実関係の把握を行い対応する。

- ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、管理職に報告すると共に、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校で把握した事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、「いじめ」を受けた生徒・保護者への支援と、「いじめ」を行った生徒への指導、保護者との連携を継続的に行う。
- ・日頃から、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等関係機関と連携しながら、生徒の健全育成に努める。

## **7. 特別な支援を必要とする生徒への配慮**

- ・特別支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育推進委員会も含めて支援体制を確立していく。

## **8. インターネットやソーシャルメディアによるいじめの対応**

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくりについて保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、教科「情報」の授業や専門家の講演会などを通じて、情報モラルの向上を目指す。
- ・情報モラルや情報リテラシー教育を積極的に進めるために、兵庫県警サイバー対策課や少年サポートセンター等の関係機関との連携を強化する。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用による「いじめ」が確認された場合は、書き込みや画像の削除に迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## **9. 保護者・地域との連携**

- ・PTA や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

## **10. 関係機関との連携**

- ・犯罪行為等が認められる場合は、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、積極的に連携体制をとる。

## 11. 「いじめ事案」への対処について

- ・生徒の人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、事案の状況や指導の記録を時系列で正確にとる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、再発防止体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために全職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、「いじめは許さない」という毅然とした指導を行い、相手を思いやることや、自分自身の行為について考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局には事案発生の一報を入れるとともに、適宜途中経過を報告し、解決後には指導記録をまとめて提出する。

## 12. 重大事態への対処について

- ・重大事態が発生した際は教育委員会事務局に迅速に報告する。

重大事案とは

- ① 「いじめ」により生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき  
とき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 「いじめ」により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。目安は年間 30 日。ただし、連続して欠席している場合は、目安に関わらず迅速に調査に着手する。
  - ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設置して調査する。
  - ・事実関係を正確に把握し、調査委員会に速やかに提出する。
  - ・「いじめ」を受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

## 13. その他

- ・学校評価においては、年度毎にいじめ防止の取組に関する、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組みの改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、葺合高等学校いじめ問題対策委員会において検証・見直しを進め、必要があると認められたときには適切な改定を行う。